

令和6年3月29日

上尾運動公園 利用者遵守事項

【埼玉県都市公園条例第8条】（禁止行為）

- 1 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 2 土地の形質を変更すること。
- 3 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 4 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 5 立入禁止区域に立ち入ること。
- 6 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 7 ごみその他汚物を捨てること。
- 8 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

【埼玉県都市公園条例第9条】

（許可を受けなければならない行為）

- 1 物品の販売、興業その他の営業行為をすること。
- 2 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 3 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 4 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 5 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 6 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

【埼玉県都市公園条例第12条】（管理者の定めた禁止事項）

- ・指定された喫煙場所以外での喫煙。（電子タバコを含む）
- ・大きな音量を発生させる楽器や拡声器を使用すること。
- ・駐車場以外の園内は車の通行はできません。（許可者を除く）
- ・指定された場所以外でのスケートボードや球技はできません。
- ・有料公園施設については、許可を受けた目的以外での利用はできません。
- ・動物にエサを与えること。（自らが飼い養っている動物を除く）
- ・ペットは必ずリードつけて散歩をしてください。ロングリードは事故等の要因になるため、使用はご遠慮ください。また、フンは必ずお持ち帰りください。
- ・許可なく無人航空機（ドローン・ラジコン飛行機（Uコン機を含む）・ヘリコプター等）を公園内に飛行させること、公園内で操縦することはできません。
- ・自転車走行中や歩きながらのスマートフォン・携帯電話等の使用はおやめください。
- ・許可なく園内の電気の占有使用、水道水の大量使用・持ち帰ること。

(駐車場)

- ・利用は開場・閉場時間を必ず守ってください。
- ・公園利用目的以外の駐車、駐車以外の目的で使用はできません。
- ・駐車場での暴走行為、徐行しないでの通行はおやめください。
- ・アイドリングは止めてください。
- ・ほかの利用者への迷惑行為、危険な行為はおやめください。

(体育館)

- ・土足での侵入。
- ・アリーナ内での飲食。(スポーツ時の水分補給は除く)
- ・廊下等でのダッシュや練習等。

(陸上競技場・補助競技場)

- ・スパイクは決められた場所のみの使用とする。

(テニスコート)

- ・テニスシューズ以外での利用。

(その他)

- ・来園者に迷惑をかける行為及び公序良俗に反する行為をすること。
- ・公園管理事務所長が行う公園管理上必要な指示に従わない行為をすること。

【イベント主催者の遵守事項】

(新型コロナウイルス感染防止対策)

イベントは、徹底した感染防止対策を講じた上で実施すること。

- ・飛沫の抑制(適切なマスクの正しい着用の周知・徹底)
- ・手洗、手指・施設消毒の徹底
- ・換気の徹底
- ・参加者間の適切な距離の確保
- ・飲食時の感染防止徹底
- ・イベント前の感染対策
- ・出演者等の感染防止対策
- ・新型コロナウイルス感染症が拡大したこと等により、公園やその中の施設の利用の中止を施設管理者から求められた場合は、その指示に従うこと。